○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市牧目字田屋道二五七五番一から同市上助渕字谷地一八五七番一まで	前	一一・三九～三五三・〇〇メートル	五・〇二二〇キロメートル
	後	一一・三九～三四九・五〇	五・〇二二〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日本海沿岸東北自動車道一〇〇九番一から同市上助渕字谷地一〇〇九番一まで	前	一一・三九～三五三・〇〇メートル	五・〇二二〇キロメートル
	後	一一・三九～三四九・五〇	五・〇二二〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日本海沿岸東北自動車道一〇〇九番一から同市上助渕字谷地一〇〇九番一まで	前	一一・三九～三五三・〇〇メートル	五・〇二二〇キロメートル
	後	一一・三九～三四九・五〇	五・〇二二〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字鬼舞字屋敷付三八〇番から同市大字鬼伏字大屋敷一五三六番まで	前	一二・三〇～三四・三〇メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一二・三〇～二四・〇〇	〇・一六七

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　八号　糸魚川市大字鬼伏字大屋敷一六〇五番から同市大字鬼伏字大屋敷一五六二番丑まで　供用開始の区間　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千五百四十三号小松能美都市計画道路事業

三　事業施行期間　自平成元年九月十四日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成元年建設省告示第千五百四十三号及び平成七年建設省告示第二百四十四号の事業地のうち石川県小松市地子町地内において事業地を変更する。

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番の一から四日市市采女町字清水二九九八番の一八まで	前	A 九・六〇～一二〇・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A・B及びCは「関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一九・五〇～一七六・〇〇	七・六九〇	
		C 三〇・〇～一四七・〇〇	三・〇八一	
	後	A 九・六〇～一二〇・〇〇	一七・四三二	
		B 一九・五〇～一七六・〇〇	七・六九〇	
		C 三〇・〇～一四七・〇〇	三・〇八一	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市白鳥町大島字萩原一五四七番一から同市白鳥町大島字萩原一五五〇番二六まで	前	一四・八六～一九・三一メートル	〇・一三五キロメートル
	後	一三・六四～一七・三一	〇・一三五

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所